

質問回答書

件名	企業局ネットワーク機器賃貸借	令和4年8月5日
No.	質問内容	回答
1	<p>Q1.「企業局ネットワーク機器賃貸借仕様書 P3 第7補償及び保守 項番3」 【故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を無償で使用できるよう措置する】とございますが、機器保守として、代替機器への交換対応を含む下記メーカー保守対応機器を選定する認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>【機器メーカー保守】 サービス : センドバック 受付時間 : 平日午前9:00～午後5:00 代替機器 : 翌営業日以降交換対応 保守期間 : 5年</p>	<p>機器保守としましては、速やかに代替品と交換して頂けるのであれば、質問書に記載された機器メーカー保守にこだわるものではありません。</p>
2	<p>Q2. 賃貸借料のお支払条件については当月分を翌月末に支払っていただくという認識でよろしいでしょうか。契約書案等いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書案については、入札公告に添付されている契約書(案)をご参照ください。支払条件については、契約書(案)の記載内容にてご確認ください。</p>